

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 4 年度 第 3 回 滋賀県窯業・土石製品製造業専門部会  
「議事要旨」

開催日時	令和 4 年 10 月 31 日 (月) 午前 9 時 35 分～午前 11 時 02 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 佐野洋史 石井利江子 木下康代 労働者代表委員 (定数 3 人) 相澤三千代 旭 光輝 使用者代表委員 (定数 3 人) 枝國聡司 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労使各側委員の主張概要           <ul style="list-style-type: none"> <li><b>労側委員の主張</b></li> <li>本産業の賃金実態について、先に結審した他産業と同じく、男女間の賃金格差が大きい。</li> <li>以上から、男女間の賃金格差を是正するため、「令和 4 年度賃金改定状況調査・第 4 表①一般パートの賃金上昇率」を基に算出した引上げ額を提示する。この金額は、連合リビングウェッジとの差額を数年で解消するための金額でもある。</li> <li>その後の協議において、引上げ額 25 円に合意した。</li> </ul> </li> <li><b>使側委員の主張</b></li> <li>本産業の業況は、先に結審した他産業と比較して、一般機械器具製造業及び精密・電気機械器具製造業と同レベルであると判断している。</li> <li>ただし、精密・電気機械器具製造業は、労働協約による申し出であったためプラス 1 円としており、本産業は 25 円引上げが妥当と考える。</li> <li>よって、一般機械器具製造業最低賃金と同額の 25 円引上げを全会一致が前提で提示する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全会一致で結審し、専門部会報告を作成する。</li> <li>引上げ額 25 円となる時間額 967 円で専門部会報告書を作成し、滋賀地方最低賃金議会に報告。</li> <li>最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用していないため、令和 4</li> </ul>

	年 11 月 1 日開催の滋賀地方最低賃金審議会で審議、答申予定。
--	-----------------------------------